

大麻乱用による身体的・精神的影響

大麻を乱用すると感覚が異常になり、「大麻精神病」といわれる幻覚や妄想、興奮状態などの精神異常が起こったり、行動がおかしくなり、普通の交友関係ができなくなります。また、「無動機症候群」といって、物事に無関心になり、まるで人が変わったように見えたり、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態になります。

さらに、吸引による肺・気管支への影響、学力や運動能力の低下、生殖器官に異常が起こることもあります。

大麻の乱用は重い犯罪です

・法律:大麻取締法

・輸入・輸出・栽培

営利目的:10年以下の懲役

又は情状により300万円以下の罰金の併科

それ以外:7年以下の懲役

・所持・譲渡・譲受

営利目的:7年以下の懲役

又は情状により200万円以下の罰金の併科

それ以外:5年以下の懲役



問い合わせ先

○薬物乱用問題全般、薬物乱用防止活動に関する相談

石川県健康福祉部薬事衛生課 076-225-1442

○警察総合相談

石川県警本部警察相談室 #9110

○子供に関するさまざまな相談

金沢市教育プラザ富樫相談センター 076-243-0874

○青少年・子供に関するあらゆる相談

ヤングテレフォン(石川県警少年サポートセンター) 0120-497-556

○薬物依存について

石川県こころの健康センター 076-238-5761